

韓国竹島領有論の再吟味



高井 晉

(尚美学園大学大学院客員教授)

はじめに

- 1 第2次世界大戦の戦後処理
- 2 竹島領有に関する日韓両国の公式見解
- 3 韓国政府による領有論拠の問題点

おわりに

はじめに

島嶼の領有権を巡る紛争の特徴は、紛争原因に関わらず国民感情を昂揚させること、および紛争当事国が納得する形での解決までに長時間を要することである。日本は、韓国政府が1952（昭和27）年1月18日に突然発表した「大統領宣言（the proclamation of the President）」以来、竹島¹の領有権を巡る紛争を抱えている。同宣言は、韓国の周囲の公海に韓国の主権が及ぶ範囲を画定したいわゆる李承晩ラインを引き、竹島をその中に取り込んだのであった。日本政府は、即日、同宣言が国際法に反するものであり、竹島は日本領である旨を記した口上書（Note Verbale）を韓国政府に提出したが、これが現在に至る竹島領有論争の発端であった。韓国政府は、1953（昭和28）年以来竹島に官憲を常駐させ、実力をもって竹島を占拠し今日に至っている。

国連海洋法条約は、島嶼が排他的経済水域や大陸棚の起点となりうる（第121条）と規定したため、小さな無人島についても領有権を巡る紛争が多発する傾向にあり、島嶼周辺の資源確保との関連で平和的な解決を困難にしている。国連加盟国は、国際平和と安全の維持を危うくす

¹ 竹島は、西島（男島）と東島（女島）とその周辺岩礁の総体の名称で、隕岐から約157km、鬱陵島から約92km、朝鮮半島から約215km離れた、日本海の北緯37度14分、東経131度52分に存在する。

る国際紛争について、仲介、調停等の非裁判手続き、および国際裁判、地域的機関等の平和的手段による解決義務（国連憲章第33条）がある。国際紛争の平和的解決手段は、紛争当事者間の妥協と合意を促進する解決手段であるが、国際裁判は、紛争当事者間に付託合意がないと裁判手続きが開始されない。

国際紛争の解決手段は、従来、平和的手段と武力を行使する強力的解決手段がある。日本国憲法は、国際紛争を解決する手段としての武力行使と戦争を禁止している（第9条）ので、日本は、竹島を武力で奪還できず、平和的手段で解決せざるを得ない。日本政府は、1952年以来の韓国政府と外交交渉の結果、竹島領有紛争が非裁判手続きでは解決できないと判断し、国際司法裁判所（ICJ）へ付託する提案を行ったが、韓国政府は、1953（昭和28）年10月28日付口上書²でこれを拒否している。

竹島領有論争の特徴は、韓国側の領有論拠の主張に対し日本側が反論するところにある。韓国政府以外に多くの研究者が竹島の韓国領有を主張しているが、その中には感情に溢れ論理の飛躍が散見するものもある。したがって本小論は、日韓両国の竹島領有論争の歴史的背景を回顧すると共に、韓国外交通商省が示している公的な領有論拠を検討し、国際法の観点からその主張を再吟味するものである。

1 第2次世界大戦の戦後処理

(1) 第2次世界大戦直後の朝鮮半島

日本は、1910（明治42）年8月の日韓併合条約により韓国を併合し、日本領土として朝鮮半島に統治権を行使した³。その後日本政府は、第2次世界大戦で連合国に敗れ、1945（昭和20）年8月15日、連合国が戦後の日本の主権の及ぶ地理的範囲を決定することを受け入れ、ポツダ

² 日韓両国往復外交文書（1958.1.28-1976.12.12）at http://www.pref.shimane.lg.jp/soumu/web-takeshima/takeshima04/takeshima04_01/takeshima04c.data/4-6-01.pdf (as of August 6, 2012), 119-121 ページ。

³ 韓国併合ニ関スル条約（1910年8月22日署名、同月29日発効）第1条「韓国皇帝陛下ハ韓國全部ニ關スル一切ノ統治権ヲ完全且永久ニ日本國皇帝陛下ニ譲与ス」、および第2条「日本國皇帝陛下ハ前条ニ掲タル譲与ヲ受諾シ且全然韓國ヲ日本帝國ニ併合スルコトヲ受諾ス」。

ム宣言⁴を受諾した。そして日本は、同年9月2日に降伏文書に調印して朝鮮半島の統治を正式に終了し、日本と朝鮮半島は連合国に管理下に置かれることになった。

連合国総司令部は、朝鮮半島の北緯38度線以北を極東ソ連軍司令官、以南を米軍司令官の軍政下に置き、同地に在る日本兵の武装解除を命じる一方、朝鮮半島を国連の信託統治領にすることを検討していた。しかし連合国総司令部の思惑とは別に、朝鮮半島では新たな事態が進行していた。すなわち、1948（昭和23）年8月15日に李承晩大統領が京城を首都とする大韓民国の独立を宣言し、9月9日に金日成国家主席が平城を首都とする朝鮮人民民主主義共和国の独立宣言を行い、それぞれ朝鮮半島全体の唯一の正統国家であると主張していた。

朝鮮半島の正統国家を主張する二つの国家の独立に直面して、国連は、1948（昭和23）年の第3回総会以降、国連朝鮮統一復興委員会（UNCURK）を設け、朝鮮半島の平和的統一に向け審議を行っていた。しかし北朝鮮軍は、1950（昭和25）年6月25日、突如北緯38度線を突破し、武力による朝鮮半島統一のために南下した。国連安保理は、決議82、83、84を相次いで採択し、国連加盟国に対して韓国を支援するよう勧告した。朝鮮戦争は、1953（昭和28）年7月27日に休戦協定が成立し、南北朝鮮は北緯38度線で分断が固定された。同一の領域を自国領と主張する二つの国家の存在は、国際法上極めて珍しい状況である⁵。

これとは別に米国務省は、1947（昭和22）年頃から対日平和条約の草案との関連で、ポツダム宣言に従って日本に放棄させる朝鮮半島の範囲の検討を重ねていた。当初、英國案に基づいて日本領域に含まれる諸小島を線で囲んでいたが、最終草案では島名の列挙方式に変更された⁶。

4 ポツダム宣言（1945年7月26日署名、同年8月14日受諾）の第8項は「カイロ宣言の条項は、履行せらるべき、又日本国の主権は、本州、北海道、九州及四国並吾等の決定する諸小島に極限せらるべき」と規定している。

5 両国は共に、日本が放棄した朝鮮半島の唯一の国家であると主張を崩していないが、北緯38度線で分断された事実上の二つの国家であり、1991年9月17日に国連へ同時に加盟した。ちなみに日本政府は、1965年6月22日に韓国政府と日韓基本関係条約を締結し、朝鮮半島の正統国家として大韓民国を承認している。

6 後に韓国は、国防省が描いた図を根拠に竹島を韓国領と主張するが、同図には日本領となる小笠原諸島、南西諸島等の諸小島も線で囲まれていないことから、同図は連合国最終の決定ではないことが分かる。

最終草案が作成される直前、シーボルト駐日政治顧問代理は、米国務長官に宛てた書簡の第6項で「竹島（Liancourt Rocks (Takeshima)）に対する日本の領有主張は古く正当と思われる（old and appears valid）」⁷と提言し、これが奏功して国務省案は、1949（昭和24）年12月29日付の最終草案に反映され、竹島は日本に残す島と決定された。

このような経緯⁸を経て、朝鮮戦争の最中の1951（昭和26）年9月8日、日本が「朝鮮」の独立を承認する対日平和条約が調印され、翌年4月28日に発効した⁹。すなわち連合国は、対日平和条約で日本の主権が及ぶ範囲を最終決定し、同条約第2条(a)項で、日本に放棄させる「朝鮮」の範囲を「済州島、巨文島および鬱陵島を含む朝鮮半島全部¹⁰」としたのであった。

（2）竹島領有論争の発端と口上書の交換

韓国政府は、対日平和条約の最終草案に竹島を韓国領として規定するための努力を傾注していた。韓国政府は、1951（昭和26）年7月10日に朝鮮戦争の休戦会談を開城で開始し、7月19日に梁駐米大使を通じて、アチソン米国務長官に対して草案2条(a)項の規定中に朝鮮に属する島として「済州島、巨文島、鬱陵島、獨島およびパラン島（Dokdo and Parangdo）」を記載するよう要求した¹¹。しかし米国務次官補は、8月10日、獨島または竹島はこれまで朝鮮の一部として取り扱われたことがない¹²として、韓国政府の要求を拒否した。このように韓国は、対日平和条約の最終草案で、日本が放棄する「朝鮮」の中に竹島を取り込むことができなかつたのである。

7 Foreign Relations of the United States 1949, Vol. VII, Part 2, p.900 at http://goecities.jp/tanaka_kunitaka/takeshima/frus.jpg (as of July 5, 2012).

8 竹島の日本帰属と対日平和条約第2条(a)との関係については、塚本孝「サンフランシスコ条約と竹島-米外交文書集より-」、『レファレンス』389、国立国会図書館調査及び立法考査局、1983年6月、および塚本孝「平和条約と竹島（再論）」、『レファレンス』518、1994年3月を参照。

9 日本国との平和条約（対日平和条約）1951年9月8日署名、1952年4月28日発効

10 対日平和条約第2条(a)は「日本国は、朝鮮の独立を承認して、済州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮に対する全ての権利、権原及び請求権を放棄する。」と規定する。

11 「梁駐米韓国大使からアチソン米国務長官に宛てた書簡」at http://www.mofa.go.jp/area/takeshima/g_sfjoyaku.html (as of July 5, 2012)

12 「ラスク極東担当国務次官補から梁駐米韓国大使に宛てた書簡」at http://www.mofa.go.jp/area/takeshima/g_sfjoyaku.html (as of July 5, 2012)

韓国の李承晩大統領は、対日平和条約が発効する約1か月前の1952年1月18日、朝鮮半島周辺の公海上にいわゆる海洋主権宣言を発し、韓国周辺の島を囲む海域に在る海洋資源は韓国に属すると一方的に宣言した。同海域を囲むラインは、1946年6月22日の連合国総司令部覚書(SCAPIN) 1033¹³の第2項に規定される、いわゆるマッカーサー・ライン(Mライン)とほぼ同じ線上に引かれ、竹島を韓国側に取り込んでいた。

連合国が占領政策遂行のために引いたMラインは、日本の漁船と漁民の操業が認められる区域を暫定的に画定したもので、竹島は、鬱陵島や済州島とともに、Mラインの韓国側に取り込まれて引かれていた。SCAPIN1033は、第3項(b)で日本船舶に対し竹島の12カイリ以内に近づくことを禁止してはいるが、しかし第5項には、日本の統治権の範囲等の最終決定(ultimate determination)に関する連合国政策の表明(expression of allied policy)ではないと規定されていた。

竹島を韓国領として画定したいわゆる李ラインは、厳密な国際法的な吟味を加えれば、他の権益を無視し、国際法の基本原則を侵犯した全く乱暴極まる一方的な暴力行為だといわざるを得ない¹⁴。

日本政府は、1952(昭和27)年1月28日付口上書¹⁵を発出し、海洋主権宣言に対し次のように強く抗議した。すなわち韓国による海洋主権の宣言は、①長期間に亘って確立された公海自由の原則に反すること、②公海の海洋資源の開発と保護に対する国際協力に反すること、③一方的宣言であり国際社会の観念と相容れないとして反対すると共に、④韓国政府の竹島に対する領有権の主張(assumption or claim)は認められないと嚴重な抗議を行った¹⁶。この日本政府の口上書は、今日に至る

¹³ General Headquarters Supreme Commander for the Allied Powers, *Area Authorized for Japanese Fishing and Whaling* (日本の漁業及び捕鯨業に認可された区域に関する覚書) at http://www.mofa.go.jp/area/takeshima/g_sfjyaku.html (as of July 5, 2012). 同覚書の3項(b)は、「日本船舶又はその乗組員は竹島から12マイル以内に近づいてはならず、またこの島との一切の接触は許されない」とあった。また、第5項は「この許可は、当該区域又はそのほかのいかなる区域に関しても、国家統治権、国境線又は漁業権についての最終的決定に関する連合国政策の表明ではない。」と規定されていた。

¹⁴ 大平善悟著『集団安全保障と日本外交』、一橋書房、昭和35年、164ページ。

¹⁵ 日韓両国往復外交文書(註2) 1-2ページ。

¹⁶ Furthermore, in the proclamation the Republic of Korea appears to assume territorial rights over the islets in Japan Sea known as Takeshima (otherwise known as Liancourt Rocks). The Japanese Government does not recognize any such assumption or claim by the

日本と韓国間の竹島領有を巡る領有論争の発端となるものであった。

日本政府の口上書に対して韓国政府は、2月12日付口上書の付属文書¹⁷で概略以下のように反論した。すなわち、①主権国家として海洋資源の保護と保存のための大統領宣言は、アメリカ、メキシコ、アルゼンチン等が宣言した特殊海域(specified zone of seas)と同じであること、および②1946(昭和21)年1月29日のSCAPIN677¹⁸および竹島がM・ラインの韓国側に位置した事実は、竹島が日本の領域ではないことを示しており、韓国政府はこの問題で議論に入るつもりはないと主張した。

日本政府は、同年4月25日付口上書(No.21/A2)¹⁹をもって、竹島の領有権について、以下の4点の理由により、今まで日本領土であり、韓国政府の主張は認められない旨再反論した。すなわち、①竹島は現実に島根県隠岐郡五箇村に属していること、②SCAPIN677に言及しているが、第1項で竹島を明確に排除していないし、第3項でこの指令は連合国最終決定ではないとしていること、③竹島はM・ラインの外側に置かれているが、SCAPIN2046(1946年9月19日)第6項により連合国決定ではないし、M・ラインは既になくなっていること、および、④竹島が何世紀にも亘って韓国領だというの根拠がないことを主張したのであった。

これとは別に連合国総司令部は、1951(昭和26)年7月、SCAPIN2160に基づいて竹島を米軍の海上爆撃訓練区域に指定し、対日平和条約の発効後も米軍が引き続き訓練空域として利用していたが、竹島周辺海域の漁業権との関連で、1953(昭和28)年3月に訓練空域から削除した²⁰。竹島に対する訓練空域の指定と解除は、韓国政府と無関係に交渉が行われていたのであり、この事実は連合国と米国が共に竹島を日本領として認

Republic of Korea concerning these islets which are without question Japanese territory.
Ibid., p.2.

¹⁷ 日韓両国往復外交文書(註2) 3-6ページ。

¹⁸ General Headquarters Supreme Commander for Allied Powers, *Governmental and Administrative Separation of Certain Outlying Areas from Japan* (若干の外郭地域を政治上行政上日本から分離することに関する覚書) at http://www.mofa.go.jp/area/takeshima/g_sfjyaku.html (as of July 5, 2012).

¹⁹ 日韓両国往復外交文書(註2) 7-9ページ。

²⁰ 日本国外務省『7. 米軍爆撃訓練区域としての竹島』、at http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/takeshima/g_beigun.html (as of July 5, 2012)

識していたことを意味している。

(3) 韓国の武力行使と竹島占拠

その後、竹島の領有権を巡る日韓間の公的な論争が一段落し、日本は竹島領有の実効的支配を継続していたが、韓国政府は、竹島に対する武力による占拠を着々と準備し、1953（昭和28）年1月に李ライン内に出漁した日本漁船の徹底拿捕を指示し、4月には義勇守備隊が初めて竹島に駐屯するなど、竹島に対する領有意思を行動で示すようになった。

竹島周辺をパトロール中の島根県漁業調査船「島根丸」は、同年5月28日、韓国漁民が竹島周辺の日本領海で海藻と貝を採集しているところを発見した。日本政府は、6月22日付口上書（No.167/A2）²¹をもって、これら韓国漁民による日本領海内での操業に抗議した。これに対し韓国政府は、6月26日付口上書²²で次のように反論した。すなわち、①獨島（竹島）は日本領ではなく1952（昭和27）年2月12日付口上書で述べたとおり韓国領土の一部である、②30余人の漁民が韓国領海内で漁業に従事するのは当然である、および③日本は韓国領海内における韓国漁民の操業にこれ以上抗議できないと考える、と反論した。

竹島（獨島）に上陸していた韓国の守備隊は、1953（昭和28）年7月12日に海上保安庁巡視船「へくら」に発砲してきたため、日本政府は翌日付の口上書（No.186/A2）²³で、①口上書（No.21/A2）で述べたとおり竹島は日本領であること、②日本領海内での韓国漁民の操業は認められないと、および③國際法に照らしても日本領であることは明白であると再反論し、日本政府の見解として、6ページに亘って竹島領有の歴史的かつ國際法的根拠を詳細に示した²⁴。

日本政府は、韓国政府の強引な態度に接し竹島に対する管理を強化したところ、韓国政府は、1953（昭和28）年8月4日付口上書で強く抗議してきた。すなわち、6月25日に漁業調査船の乗組員9人が竹島に上陸し同島にいた6人の韓国人に尋問を行うとともに退去させたこと、27日に8人の漁船乗組員が竹島に上陸したこと、28日に海上保安庁の

21 日韓両国往復外交文書（註2）10-11ページ。

22 同上、12ページ。

23 同上、13-14ページ。

24 同上、15-20ページ。

2隻の巡視船に乗り組んだ島根県職員30人が竹島に上陸して「立ち入り禁止」等2枚の標識を建設したこと等についての抗議であった²⁵。

これに対し日本政府は、8月8日付口上書（No.205/A2）²⁶で歴史的事実、國際法、対日平和条約の規定等により竹島が日本領であること、および韓国政府の口上書で述べられている竹島の領有主張は全く根拠がないと繰り返し反論した。韓国政府は、9月9日付口上書²⁷の付属文書で、日本政府の見解に対する韓国政府の見解として10ページに亘って反論した。その後日本政府は、1954（昭和29）年2月10日付口上書で再度政府見解として反論を行い²⁸、韓国政府は、9月5日付口上書の付属文書で、日本政府の見解に対する反論をハングルで行っている²⁹ように、日韓両国は、韓国の「大統領宣言」以来、竹島の領有根拠および日本人の竹島上陸をめぐって繰り返し口上書の交換を行ってきた。韓国政府は、日本政府の抗議にもかかわらず、官憲による竹島占拠を現在まで継続しているのである。

2 竹島領有に関する日韓両国の公式見解

（1）韓国政府の基本的立場

竹島の領有権に対する韓国政府の基本的立場は、「獨島は歴史的、地理的かつ國際法的根拠から明白に大韓民国固有の領土である³⁰。」とし、さらに韓国政府は、「我が國固有の領土である獨島を巡る紛争は存在せず、どの国とも外交交渉又は司法的な解決の対象にならないという確固たる立場を有している。今後、政府は我が國の獨島の領有権を否定するあらゆる主張に対して断固かつ厳重に対応するとともに、國際社会に納得してもらえる冷徹で効果的な方策に頼る「冷静かつ断固たる外交」を展開していく方針である³¹。」とする。

25 同上、21-23ページ。

26 同上、24-25ページ。

27 同上、29-30ページ。

28 同上、44-58ページ。

29 同上、78-93ページ。

30 Ministry of Foreign Affairs and Trade, *Basic Position of the Government of the Republic of Korea on Dokdo*, at http://www.mofat.go.kr/ENG/policy/focusdokdo/basic/20110824/1_23922.jsp (as of June 6, 2012), p.3.

31 韓国外交通商部『獨島は韓国の領土 獨島に対する大韓民国政府の基本的立場』（日本語版）at http://www.mofat.go.kr/mofat/popup/2008_dokdo/lang/jpn.pdf (as of June 8, 2012), 8ページ。